

路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町森山字土居1911番1から 高知市春野町森山字石橋3083番2まで	321	令和7年6月3日

高知県告示第402号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和7年10月28日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和7年6月3日

須崎港港湾管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名明神丸、船舶番号282－7929、船長約7メートル）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時
須崎市須崎港大間高架橋高架下
令和7年4月28日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和7年4月28日午前10時
須崎市須崎港大間高架橋高架下
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県須崎土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 港湾管理者の措置

須崎港港湾管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項の規定に基づく売却又は同条第6項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第8項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の撤去、保管、売

高知県公報

発行
高知県内
丸ノ内一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示 ページ

- ◎「高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策
給付金事務」に係る公金事務の委託（環境農業推
進課）
- 1
- 道路の区域変更（道 路 課）
- 1
- 道路の供用開始（ ” ）
- 1
- 港湾法に基づき保管した所有者不明の
工作物等の返還（港湾・海岸
課）
- 1

告 示

高知県告示第399号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年4月18日に指定し、公金事務を同月28日及び30日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月3日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市高須東町4－8	高知市農業協同組合	「高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金事務」により交付する給付金	令和7年4月28日から同年9月30日まで
須崎市多ノ郷甲3751－11	土佐くろしお農業協同組合		〃
安芸郡芸西村西分甲896番地	農事組合法人高知バイオマスファーム		〃

高知市五台山5015番地1	高知県農業協同組合	令和7年4月30日から同年9月30日まで
---------------	-----------	----------------------

高知県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年6月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町森山字土居1923番6から 高知市春野町森山字仁ノ堀3097番まで	前	A	3.5 └ 6.3	255
		B	10.0 └ 54.9	321
高知市春野町森山字土居1923番6から 高知市春野町森山字仁ノ堀3097番まで	後	A	3.5 └ 6.3	255
		B	10.0 └ 54.9	321

高知県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年6月3日から2週間高知県土木部道

却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

須崎市東古市町6番26号 高知県須崎土木事務所港湾漁港管理課管理第一担当（電話番号0889-42-1584）